解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月三十日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

愛知県知多郡武豊町字二ツ峯一〇六番地七一

農事組合法人知多カーネーション二ツ峯

団地　清算人　鰐部　悦雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年五月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

奈良県吉野郡下市町大字平原九一番地の三

平原生産森林組合

代表清算人　北谷　壽朗

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年三月一日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

沖縄県豊見城市字饒波五〇〇番地の一

清算法人豊見城市饒波土地改良区

代表清算人　長嶺　章

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

山形県鶴岡市家中新町九番一六号

特定非営利活動法人庄内視覚障害者支援の会

清算人　黒谷　虎雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

東京都新宿区信濃町三三番地

特定非営利活動法人アナック

清算人　吉田　孝雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十九日開催の定時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

福岡県大川市大字向島一八四〇番地二

特定非営利活動法人ひまわり会

清算人　野田　道佰

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

東京都江戸川区南篠崎町三丁目二七番五号

特定非営利活動法人日本福祉会

清算人　原田　修

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

東京都武蔵野市吉祥寺南町四―二七―一二

特定非営利活動法人日本システムトレード協会

清算人　鵜飼　英之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十二日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

東京都江東区大島三丁目一四番一四号一階

医療法人社団永山外科胃腸科

清算人　永山　壯壽

解散公告（第三回）

当法人は平成二十一年六月十九日開催の第十三回臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

神奈川県横須賀市上町二丁目三一番地

社団法人新生横須賀婦人会

清算人　瀬戸きぬ子

同　矢部　マサ

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月十四日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十二年二月二十二日静岡市保健所長の認可を受け解散したので、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

静岡県静岡市清水区梅田町四番一号

医療法人社団清水宮城島医院

清算人　宮城島明男

解散公告（第三回）

切山大旗土地改良区は、平成二十二年三月十一日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

静岡県牧之原市相良二七五番地

清算法人切山大旗土地改良区

清算人代表　中島　安吉

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年二月二十三日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

愛知県岩倉市大地町小森三九番地

岩倉駅東地区北街区市街地再開発組合

代表清算人　櫻井　和義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

三重県津市栄町一丁目一四七番地の二

社団法人三重県サッシ協会

代表清算人　村木　正二

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年二月十九日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

高知県土佐市出間一一一二番地一

清算法人土佐市岩戸出間土地改良区

清算人代表　岡﨑　正憲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

福岡県福岡市早良区賀茂四丁目四六番一五号

特定非営利活動法人マネジメント・ガバナンス・インキュベーションセンター

清算人　戸田　次雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

福岡県久留米市荘島町字東竪町四三番地の一

最上稲荷教感応教会

清算人　大林　裕一